



(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 28 日

遊佐町長 時 田 博 機



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
北部地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 5 年 3 月 28 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 49 経営体
法人 4 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・担い手に集積・集約化する
 - ・担い手の分散錯圃を解消する
 - ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する
 - ・耕作放棄地を解消する